

1 熊本市政令指定都市推進協議会とは

「熊本市政令指定都市推進協議会」とは、熊本市の政令指定都市実現を民間レベルから推進していく組織として、平成20年8月28日に設立した団体です。

協議会では、熊本市の政令指定都市への移行実現を目指し、次の活動を行います。

- ①政令指定都市実現に向けたシンポジウム開催や広報紙作成などの広報活動
- ②政令指定都市実現のための国、県などの関係機関への要望
- ③政令指定都市実現に関する調査や研究
- ④その他目的達成のための必要な活動

熊本市政令指定都市推進協議会設立趣意書(概要)

九州新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開業を平成23年春に控え、都市間・都市圏間競争の激化が予想されており、九州の中央に位置する熊本市が単なる通過点とならないよう、拠点性の向上が強く求められています。

熊本市の政令指定都市への移行は、熊本市のみならず熊本都市圏及び熊本県全体の発展のためにも必要不可欠であり、我々市民にとっても重要な目標として力強く目指していく必要があります。また、将来の道州制・州都を見据えると、九州の中心に位置する熊本市が政令指定都市に移行しない限り、州都を目指すことは困難だと思われます。

こうした状況を踏まえ、熊本市の政令指定都市移行を一刻も早く実現させるため、各界各層を挙げてこの目標に向け全力で取り組んでいく決意のもと、「熊本市政令指定都市推進協議会」を設立するものであります。

2 政令指定都市推進協議会組織

会 長	中 尾 保 徳	(熊本商工会議所会頭)
副 会 長	大久保 太 郎	(熊本経済同友会代表幹事)
副 会 長	米 丸 淳 一	(熊本商工会議所青年部会長)
副 会 長	古 橋 徹	(社)熊本青年会議所理事長)
副 会 長	横 田 健	(熊本市農業協同組合代表理事組合長)
副 会 長	植 村 米 子	(熊本市地域婦人会連絡協議会会長)
顧 問	蒲 島 郁 夫	(熊本県知事)
相 談 役	幸 山 政 史	(熊本市長)



3 政令指定都市とは

政令指定都市とは、地方自治法第252条の19(大都市に関する特例)で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されており、大都市における行政運営を効率的に行うために創設された制度です。大都市においては、人口や産業の集中にともない、市民のニーズも高まり、また質的にも高度で多種多様な行政サービスが必要になってきます。こうした大都市特有の問題を解決するために、地方自治法その他の法令上、行政制度及び財政制度の上で、一般の市とは異なる特例を定め、市民生活に関係の深い事務や権限を都道府県から大都市に移譲し、大都市行政の合理的、能率的な運営と市民福祉の向上を図ろうとするのが政令指定都市制度です。